

議案第119号

備前市特別養護老人ホーム大ヶ池荘、備前市養護老人ホーム蕃山荘及び備前市デイサービスセンター大ヶ池荘の指定管理者の指定について

次のとおり備前市特別養護老人ホーム大ヶ池荘、備前市養護老人ホーム蕃山荘及び備前市デイサービスセンター大ヶ池荘の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

施設 の 名 称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
備前市特別養護老人ホーム大ヶ池荘	社会福祉法人備前市社会福祉事業団	令和 4年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで
備前市養護老人ホーム蕃山荘		
備前市デイサービスセンター大ヶ池荘		

令和3年11月30日提出

備前市長 吉 村 武 司

## 1 指定管理者の概要

### (1) 団体の名称、代表者及び所在

名 称 社会福祉法人備前市社会福祉事業団

代表者 理事長 吉村 武司

所 在 備前市伊部964番地1

### (2) 団体の位置付け

「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」（昭和46年社庶第121号厚生省社会局長・児童家庭局長通知）に定めるところにより市が設立した法人

## 2 候補者の選定

### (1) 選定方法

非公募

### (2) 公募によらない理由

- ・ 社会福祉法人備前市社会福祉事業団は、設立当初から市が設置する社会福祉施設を受託経営し、現在も備前市特別養護老人ホーム大ヶ池荘、備前市養護老人ホーム蕃山荘及び備前市デイサービスセンター大ヶ池荘の指定管理者であり、生活相談員、介護員等の専門員によるケア体制が確立されている。
- ・ これらの施設の管理運営団体に変更となった場合、入所者や利用者に不安を与え、養護及びデイサービスの機能が損なわれるおそれがあり、事業の継続性の点からも社会福祉法人備前市社会福祉事業団が指定管理者として適当と認めた。